(様式第56号－2)

収人印紙

貼付

土　地　賃　貸　借　契　約　書

千曲市が施行する　　　　　　　　　　　　　　　　　　工事のため必要な末尾記載の土地について、所有

者　　　　　　　　　　(以下「甲」という。) と千曲市（以下「乙」という。） とは、下記条項により土地

賃貸借契約を締結する。

記

**（契約の主旨）**

第1条　乙は、申の所有に係る末尾記載の土地を　　　　　　　　　　に使用する目的をもって賃借する。

2 　乙が甲に支払う賃貸借料は、年　　　　　　円とし、各年度における賃貸借の期間が１年に満たない場合は１年を365日として日割り計算をするものとする。

【各年度内訳】　　　年度　　　年　　　月　　　日から　　　　年　　　月　　　日まで　　　 　円

　　　　　　　　　　年度　　　年　　　月　　　日から　　　　年　　　月　　　日まで　　　 　円

　　　　　　　　　　年度　　　年　　　月　　　日から　　　　年　　　月　　　日まで　　　 　円

**（契約期間）**

第2条　この契約に係る賃貸借期間は、　　　年　　月　　日から　　　年　　月　　日までの間とし、期間満了後も引き続き乙が土地の賃借を必要とするときは、あらかじめ乙の発議により双方協議のうえ契約期間の更新を行うものとする。ただし、乙が発議を怠った場合においても期間満了後乙が土地の使用を継続する場合において、甲がこれを知って異議を述べないときは、民法第619条第１項の規定に従い処理するものとする。

2　 乙は、前項の契約期間内であっても、工事等の都合により土地の賃借を行う必要がなくなったときは、1ヵ月前に予告して本契約を解約することができるものとする。

3　この契約が解約されたときは、土地明け渡しの日をもって精算するものとする。

**（賃料の支払い）**

第3条　第l条第2項の賃借料は、原則として年1回の支払いとし、乙は甲から末尾記載の土地の引き渡しを受けた後で、甲から請求があったときは、適法な支払請求書を受用した日から30日以内に請求に係る金額を甲に支払うものとする。

**（予算の減額又は削減に伴う解約等）**

第4条　この契約の締結する日の属する年度の翌年度以降の契約は、当該年度の乙の歳入歳出予算の金額が減額又は削除された場合は、第3条第l項に定める期間にかかわらず、乙は本契約を変更し、又は解約するものとする。

**（保全措置）**

第5条　甲は、乙が賃借権設定の登記を行うことを求めたときは異議なく、かつ権利金その他の代償を要求することなくこれに応じ、登記に必要な措置について協力するものとする。

2　 賃借権設定登記を行わない場合において、甲が土地の所有権を第三者に譲渡しようとするときは、甲はあらかじめ乙の同意を得るとともに、譲受人にこの契約に基づく義務を承継させるものとする。

3　　甲が前項の規定に違反し、乙に損害を与えたときは、乙は、甲に損害の賠償を請求することができる。

**(支障物件の処理)**

第6条　乙は、土地を使用するため支障となる甲又は甲以外の者の所有に係る建物、工作物、耕作物その他の物件の除去又は移転が必要であると認めるときは,その所有者と別途物件移転補償契約を締結するものとする。

2 　支障物件の除去又は移転の費用及び除去又は移転に伴う損失補償費の額は、乙が物件所有者と協議のうえ定めるものとする。

**(土地の返遷)**

第7条　契約期問の満了又は乙の申し入れによる解約によって、乙が土地を甲に返還する場台は、甲、乙共同して返還時の土地の状態及び原形復旧の有無について調査するものとする。

2 　前項の調査の結果、甲、乙双方が原形復旧を行う必要があると認めたときは、乙の予算その他の事情を参考として、復旧工事の程度を協議し、乙の費用負担により乙又は甲が復旧工事を行うものとする。

**(租税等の負担)**

第8条　この契約の存続期間中に、土地について課せられる公租公課、受益者負担金その他の負担金はすべて甲の負担とする。

**(収入印紙の負担)**

第9条　この契約書に必要な収入印紙に要する費用は、乙の負担とする、

**(契約外の事項)**

第10条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約書に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、契約書2通を作成して、甲乙記名(個人の場台は署名とする。)押印のうえ, それぞれ1通を保有する。

　　　　　　　　　年　　月　　日

甲　 住　所

氏名又は名称　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙　 住　所　千曲市杭瀬下二丁目1番地

名　称　千曲市

代表者　千曲市長　小川修一　　㊞

別表

土　 地 　の 　表 　示

郡　　　町

地内

市　　　村

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 大 字 | 字 | 地 番 | 地 目 | 賃借地積 | 摘 要 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |